

## 平成29年三条市議会第1回定例会請願文書表

受理番号	第 17 号	受理年月日	平成29年3月8日
件 名	農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願		
紹介議員	小林 誠君 長橋 一弘君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これではつくり続けられない」という状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。</p> <p>こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。</p> <p>平成25年度までは、主要農産物(米、麦、大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。</p> <p>平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。</p> <p>これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。</p> <p>私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項についての意見書を国会に提出してくださるよう請願いたします。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <p>1 農業者戸別所得補償制度を復活させること。</p>			

付託委員会

経済建設常任委員会